



# 茨城県報

第 218 号

令和 3 年 (2021 年) 7 月 1 日

木 曜 日

## 目 次

### 告 示

ページ

- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による医療機関の指定及び廃止（福祉指導課）…………… 1
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による医療機関及び施術機関の廃止及び変更（福祉指導課）…………… 4
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による介護機関の指定（福祉指導課）…………… 4
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見に係る公告（5件）（中小企業課）…………… 5
- 定款変更の認可（2件）（農村計画課）…………… 8
- 茨城県経常建設共同企業体入札参加資格審査要項の一部改正（監理課）…………… 8
- 自転車専用道路等の指定（道路維持課）…………… 9
- 道路の区域の変更（道路維持課）…………… 9
- 道路の供用の開始（2件）（道路維持課）…………… 9
- 駐車場利用料の徴収期間（都市整備課）…………… 10

### （ 監 査 委 員 ）

- 外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名等…………… 10

### 公 告

- 茨城県土地利用基本計画の変更（地域振興課）…………… 11
- 県営土地改良事業計画（農村計画課）…………… 11

### （ 警 察 本 部 ）

- 入札公告…………… 12

## 告 示

### 茨城県告示第746号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による医療機関について、次のとおり指定し、及び廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定に基づき告示する。

令和 3 年 7 月 1 日

## 茨城県知事 大井川 和彦

指 定 医療機関 コード	名 称	所在地	診療科目等	開設者	指定等 年月日	区分
0212365	日立港病院	日立市みなと町11番10号	内、外、消化器内科、 消化器外科、小、皮、 眼、リハ	医療法人惇慈会 理事長 末永 純子	令和3年 5月1日	指定
0312579	かのう整形外科	土浦市小山田1-393	内、外、リウ、整外、 リハ	医療法人社団 かのう整形外科 理事長 狩野 真士	令和3年 5月1日	指定
2410876	はら内科クリ ニック	守谷市板戸井2325番地1	内、消化器内科	医療法人健礼会 理事長 原 健	令和3年 5月1日	指定
2410892	医療法人社団 緑鈴会 守谷 こどものこころ とからだの クリニック	守谷市松並青葉四丁目2番地 3	小、精、アレ	医療法人社団緑 鈴会 理事長 永吉 亮	令和3年 5月1日	指定
2910677	医療法人社団 善仁会 小山 記念病院付属 ふかしばこども クリニック	神栖市深芝南二丁目11番地3	小、アレ	医療法人社団善 仁会 理事長 小山 典宏	令和3年 6月1日	指定
2910685	かみず消化器 内視鏡クリニ ック	神栖市大野原4-6-6	消化器内科、内、外、 胃腸内科、内視鏡内 科、肛門外科	坂田 義則	令和3年 6月1日	指定
4310892	医療法人社団 あかおぎ整形 外科クリニック	猿島郡境町上小橋79-7	整外	医療法人社団 あかおぎ整形外 科クリニック 理事長 赤荻 博	令和3年 5月1日	指定
1530423	医療法人社団 Bright Smile 磯原ファミ リー歯科	北茨城市磯原町磯原2-206	歯、小歯、歯外	医療法人社団 Bright Smile 理 事長 吉田 和 夫	令和3年 5月1日	指定
2032577	がくえんのも り小児歯科	つくば市研究学園5-6-1 Le Raisin101、103	歯、小歯	今村 由紀	令和3年 5月1日	指定
2032585	こうた歯科ク リニック	つくば市吾妻四丁目5番地9	歯、矯歯、小歯、歯 外	医療法人 貴生 会 理事長 古 宇田 道生	令和3年 4月1日	指定
2032593	雙安歯科	つくば市自由ヶ丘165-28	歯、小歯、歯外	香村 友彦	令和3年 6月1日	指定
0441695	ウエルシア薬 局古河三和東 店	古河市諸川字井耕地259-7	薬局	ウエルシア薬局 株式会社 代表 取締役 松本 忠久	令和3年 6月1日	指定
0540710	クスリのアオ キ石岡若宮薬 局	石岡市若宮一丁目6番26号	薬局	株式会社クスリ のアオキ 代表 取締役 青木 宏憲	令和3年 6月1日	指定
1540537	キリン堂薬局	北茨城市磯原町磯原4-112 -1	薬局	株式会社ジェイ ピー 代表取締 役 渡部 智次	令和3年 5月1日	指定

指 定 医療機関 コード	名 称	所在地	診療科目等	開設者	指定等 年月日	区分
2043028	アサヒ調剤薬局 公園前店	つくば市東 2 丁目 31-6 巴ビルパートⅡ 103	薬局	あいず Company 株式会社 代表取締役 石和田 尚記	令和 3 年 5 月 1 日	指定
2141749	ウエルシア薬局 ひたちなか大平店	ひたちなか市大平 3 丁目 11 番 20 号	薬局	ウエルシア薬局 株式会社 代表 取締役 松本 忠久	令和 3 年 6 月 1 日	指定
2940918	へいわどう薬局 かみす店	神栖市大野原 4-519-4	薬局	株式会社ヴェリック 代表取締役 水野 貴史	令和 3 年 6 月 1 日	指定
0290170	訪問看護ステーションあやめ日立	日立市弁天町 2 丁目 15-3 ユーボ清風 101	訪問看護	株式会社ファーストナース 代表取締役 橋本 真奈歩	令和 3 年 5 月 1 日	指定
0210278	日立港病院	日立市久慈町三丁目 4 番 22 号	内、外、小、消、皮、 眼	医療法人惇慈会 理事長 末永 純子	令和 3 年 4 月 30 日	廃止
0312454	かのう整形外科	土浦市小山田 1-393	整外、リウ、内、リ ハ	狩野 真士	令和 3 年 4 月 30 日	廃止
0710269	堤眼科	結城市結城 500	眼	堤 宗弘	令和 3 年 5 月 31 日	廃止
2410769	はら内科クリニック	守谷市板戸井 2325 番地 1	内、消化器内科	原 健	令和 3 年 4 月 30 日	廃止
2410827	守谷こどものこころとからだのクリニック	守谷市松並青葉四丁目 2 番地 3	小、精、アレ	永吉 亮	令和 3 年 4 月 30 日	廃止
2610335	瓜連慶友整形外科	那珂市古徳 2185-1	整外、リウ、リハ、 内	医療法人 香風 会 理事長 岩 上 哲郎	令和 3 年 2 月 28 日	廃止
4310884	あかおぎ整形外科クリニック	猿島郡境町上小橋 79-7	整外	赤荻 博	令和 3 年 4 月 30 日	廃止
1530365	磯原ファミリー歯科	北茨城市磯原町磯原 2-206	歯、小歯	吉田 和夫	令和 3 年 4 月 30 日	廃止
2031520	こうた歯科クリニック	つくば市吾妻四丁目 5 番地 9	歯、矯歯、小歯、歯 外	古宇田 道生	令和 3 年 3 月 31 日	廃止
2032387	がくえんのもり小児歯科	つくば市学園の森 1-19-9 エクセルシア A-5	小歯、歯	今村 由紀	令和 3 年 4 月 30 日	廃止
1540362	キリン堂薬局	北茨城市磯原町磯原 4-112-1	薬局	株式会社 かげ やま 代表取締 役 渡部 智次	令和 3 年 4 月 30 日	廃止
2040842	アサヒ調剤薬局 公園前店	つくば市東 2 丁目 31-6 巴ビルパートⅡ 103	薬局	株式会社 アサ ヒ 代表取締役 片野 淳一	令和 3 年 4 月 30 日	廃止
3040080	イズミ薬局	行方市玉造甲 5919	薬局	有限会社 イヅ ミ 代表取締役 山本 昌弘	令和 3 年 5 月 31 日	廃止
2190014	ひたちなか市医師会訪問看護ステーション	ひたちなか市石川町 20-32	訪問看護	一般社団法人 ひたちなか市医 師会 会長 及 川 舜	令和 3 年 4 月 30 日	廃止

## 茨城県告示第747号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（同法第55条において準用する場合を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による医療機関及び施術機関について、次のとおり廃止及び変更の届出があったので、生活保護法第55条の3及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定に基づき告示する。

令和3年7月1日

茨城県知事 大井川 和 彦

## &lt;廃止&gt;

コード 名称	所在地	診療科目等	開設者	廃止 年月日	区分
226 かげやま鍼灸院（影山 英史）	龍ヶ崎市馴馬町2954-3	あん摩マッサージ指 圧	影山 英史	令和3年 3月31日	廃止

## &lt;変更&gt;

医療機関 コード	指定時の医療 機関等の名称	業務の種類	(変更事項) 変更前の内容	(変更事項) 変更後の内容	変 更 年月日
261 327	フレアス在宅マッサー ジ茨城（宮崎 美 奈子）	あん摩マッサージ指 圧 はり・きゅう	(施術所) フレアス在宅マッサー ジ茨城 水戸市住吉町68-1 N E W108-202	(施術所) オネット 日立市大久保町3-18 -2 リブランハイッ 103	令和3年 1月1日
261 327	フレアス在宅マッサー ジ日立（宮崎 美 奈子）	あん摩マッサージ指 圧 はり・きゅう	(施術所) フレアス在宅マッサー ジ日立 日立市大みか町6-7 -21 プチロワイヤル 103	(施術所) オネット 日立市大久保町3-18 -2 リブランハイッ 103	令和3年 1月1日
1093	かげやま接骨院（影 山 英史）	柔道整復	(所在地) 龍ヶ崎市馴馬町2954- 3	(所在地) 龍ヶ崎市藤ヶ丘7-23 -3	令和3年 4月1日
276 330	在宅訪問 マッサー ジえん（松村 一人）	あん摩マッサージ指 圧 はり・きゅう	(施術所の追加)	(名称) 訪問マッサージ えん (所在地) 常総市水海道宝町2785	令和3年 5月1日
390	めぐ訪問マッサージ (石原 賢一)	あん摩マッサージ指 圧	(施術所) めぐ訪問マッサージ 牛久市上柏田4-26- 19	(施術所) リカバリー松戸治療院 千葉県松戸市東平賀 316-2-1 F	令和3年 5月10日
2210524	たるいこどもクリニ ック	小	(名称) たるいこどもクリニ ック	(名称) かとう小児科クリニ ック	令和3年 4月1日

## 茨城県告示第748号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による介護機関について、次のとおり指定した。

令和3年7月1日

茨城県知事 大井川 和彦

コード 名 称	所在地	サービスの種類	開設者	指定等 年月日
0830231833 島田歯科医院大みか診療所	日立市大みか町三丁目22番1号	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	医療法人社団 弘洋会 理事長 佐藤 洋次	令和3年 6月11日

## 茨城県告示第749号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その意見書は、本日から1月間縦覧に供する。

令和3年7月1日

茨城県知事 大井川 和彦

## 1 大規模小売店舗の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

DCMホームマック鹿嶋店

鹿嶋市大字宮中字新町附2002番地 外

## (2) 届出の概要

## ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出（第6条第1項）

令和3年4月1日

## イ 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所

## (3) 届出年月日

令和3年3月19日

## 2 市町村の意見

特になし

## 3 縦覧の場所

茨城県産業戦略部中小企業課

## 茨城県告示第750号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その意見書は、本日から1月間縦覧に供する。

令和3年7月1日

茨城県知事 大井川 和彦

## 1 大規模小売店舗の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンモール土浦

土浦市上高津367番地 外

## (2) 届出の概要

## ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出 (第 6 条第 1 項)

令和 3 年 5 月 13 日

イ 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 代表取締役 橋本 勝

(変更後) 代表取締役 大山 一也

(3) 届出年月日

令和 3 年 4 月 23 日

2 市町村の意見

事 項	土浦市からの意見の概要
・雇用について	・地元から優先的雇用と安定雇用について配慮願います。

理 由
・地域雇用確保への協力として。

3 縦覧の場所

茨城県産業戦略部中小企業課



茨城県告示第 751 号

大規模小売店舗立地法 (平成 10 年法律第 91 号) 第 8 条第 1 項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告し、その意見書は、本日から 1 月間縦覧に供する。

令和 3 年 7 月 1 日

茨城県知事 大井川 和 彦

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパービバホーム水戸県庁前店

水戸市笠原町 978 番 41

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出 (第 6 条第 1 項)

令和 3 年 6 月 3 日

イ 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者の氏名

(3) 届出年月日

令和 3 年 5 月 25 日

2 市町村の意見

特になし

3 縦覧の場所

茨城県産業戦略部中小企業課

茨城県告示第752号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第 8 条第 1 項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告し、その意見書は、本日から 1 月間縦覧に供する。

令和 3 年 7 月 1 日

茨城県知事 大井川 和彦

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ビバホーム古河店

古河市旭町 1 丁目 697 番地の 8、697 番地の 9

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出 (第 6 条第 1 項)

令和 3 年 6 月 3 日

イ 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者の氏名

(3) 届出年月日

令和 3 年 5 月 25 日

2 市町村の意見

特になし

3 縦覧の場所

茨城県産業戦略部中小企業課

茨城県告示第753号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第 8 条第 1 項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告し、その意見書は、本日から 1 月間縦覧に供する。

令和 3 年 7 月 1 日

茨城県知事 大井川 和彦

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

さくらの杜ショッピングセンター

つくば市さくらの森 25 番 4 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出 (第 6 条第 1 項)

令和 3 年 6 月 10 日

イ 変更した事項

(ア) 大規模小売店舗を設置する者の住所

株式会社ヨークベニマル

(変更前) 福島県郡山市朝日二丁目 18 番 2 号

(変更後) 福島県郡山市谷島町 5 番 42 号

(イ) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(3) 届出年月日

令和 3 年 5 月 28 日

2 市町村の意見

特になし

3 縦覧の場所

茨城県産業戦略部中小企業課

茨城県告示第 754 号

潮来市北浦湖岸土地改良区から令和 3 年 4 月 13 日付けで申請のあった定款変更については、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定により令和 3 年 6 月 23 日認可した。

令和 3 年 7 月 1 日

茨城県知事 大井川 和彦

茨城県告示第 755 号

玉里土地改良区から令和 3 年 5 月 24 日付けで申請のあった定款変更については、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定により令和 3 年 6 月 24 日認可した。

令和 3 年 7 月 1 日

茨城県知事 大井川 和彦

茨城県告示第 756 号

茨城県経常建設共同企業体入札参加資格審査要項（平成 11 年茨城県告示第 382 号）の一部を次のように改正する。

令和 3 年 7 月 1 日

茨城県知事 大井川 和彦

第 2 条第 2 項第 3 号中「3 月を」を「3 月に」に改める。

第 4 条第 1 項中「第 8 条」を「第 8 条第 1 項」に、「経営事項審査の結果による数値」を「総合評定値」に改め、同項第 1 号イ中「自己資本の額」を「自己資本額」に改め、同項第 2 号中「各項目の数値」を「点数」に改める。

第 4 条第 1 項第 4 号を次のように改める。

(4) その他の審査項目（社会性等）

各構成員の点数の平均値（小数点以下第 1 位以下の端数があるときはこれを四捨五入する。）

第 4 条第 2 項中「第 8 条」を「第 8 条第 1 項」に、「主観的事項」を「技術等評価事項」に改め、同項第 2 号中「5 年間」を「2 年間」に改め、同項第 3 号中「茨城県建設工事請負業者指名停止等措置要領」を「茨城県建設工事等請負業者指名停止等措置要領」に改め、同項第 4 号中「建設大臣」を「国土交通大臣」に改める。

別紙第 7 条中「うえ」を「上」に改める。

別紙第 8 条第 2 項中「参しゃくのうえ」を「参酌の上」に改める。

別紙第 9 条中「うえ」を「上」に改める。

別紙第 16 条の 2 第 1 項中「及び他の構成員全員」を削る。

別紙第17条の2中「及び他の構成員全員」及び「のうちいずれか」を削る。

別紙第18条の見出し中「かし担保責任」を「契約不適合責任」に改め、同条中「かしがあった」を「引き渡した工  
事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものである」に改める。

別紙中「本書 通」を「本書 2 通」に、「記名押印のうえ」を「記名押印の上」に改める。

付 則

この告示は、公布の日から施行する。

茨城県告示第757号

道路法（昭和27年法律第180号）第48条の13第2項の規定に基づき、もっぱら自転車及び歩行者の一般交通の用に  
供する道路の部分の次のとおり指定する。

その関係図面は、令和3年7月1日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和3年7月1日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 路 線 名 県道 桜川土浦潮来自転車道線
- 2 指定する道路の部分

区 間	幅 員	延 長
	メートル	メートル
土浦市手野町字谷原4696番地先から	最大 4.0	215
土浦市手野町字谷原4696番地先まで	最小 4.0	

- 3 指定する期日 令和3年7月1日

茨城県告示第758号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和3年7月1日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和3年7月1日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 富谷稲田線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
		メートル	メートル	
笠間市大字稲田字稲田沢1227番地先から	旧	最大 30.0	2,208	
		最小 5.5		
笠間市大字稲田字稲田沢3270番1地先まで	新	最大 48.5 最小 5.5	2,196	現道拡幅

茨城県告示第759号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のようを開始する。

その関係図面は、令和 3 年 7 月 1 日から 30 日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 3 年 7 月 1 日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 路線名 県道 石岡田伏土浦線
- 2 供用開始の区間 石岡市井関字代田355番1地先から  
石岡市井関字代田81番地先まで
- 3 供用開始の期日 令和 3 年 7 月 5 日

#### 茨城県告示第760号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、令和 3 年 7 月 1 日から 30 日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 3 年 7 月 1 日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 路線名 県道 桜川土浦潮来自転車道線
- 2 供用開始の区間 土浦市手野町字谷原4696番地先から  
土浦市手野町字谷原4696番地先まで
- 3 供用開始の期日 令和 3 年 7 月 1 日

#### 茨城県告示第761号

茨城県都市公園条例（昭和32年茨城県条例第26号）第7条第2項の規定に基づき、大洗公園駐車場の利用に関し、利用料金を納付しなければならない期間を以下のとおり定める。

令和 3 年 7 月 1 日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 期間  
令和 3 年 7 月 22 日から令和 3 年 8 月 22 日まで

(監 査 委 員)

#### 茨城県監査委員告示第1号

令和 3 年 4 月 15 日茨城県告示第445号で告示した包括外部監査契約に係る包括外部監査人の補助者について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第1項の規定による協議が調ったので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和 3 年 7 月 1 日

茨城県監査委員	半	村	登
同	西	野	一
同	深	谷	一 広
同	羽	生	健 志

- 1 監査の事務を補助する者の氏名及び住所  
氏名 白石 裕

住所 茨城県水戸市金町 2 丁目 3 番 32 号 オージュコート B202

氏名 田中 美和

住所 茨城県水戸市城南 2 丁目 8 番 1 - 702 号 WohlStand・Eins

氏名 坂本 祐輝

住所 茨城県つくば市研究学園 5 丁目 11 番地 2

パークハウスつくば研究学園けやきレジデンス壺番館 2103 号

氏名 水庭 清隆

住所 茨城県水戸市元吉田町 1734 番地の 8

氏名 山口 烈

住所 茨城県土浦市大和町 3 番 15 - 504 号プレミアムレジデンス

2 監査の事務を補助できる期間

令和 3 年 6 月 25 日から令和 4 年 3 月 31 日まで

公 告

●茨城県土地利用基本計画の変更

国土利用計画法（昭和 49 年法律第 92 号）第 9 条第 1 項の規定により昭和 50 年 6 月 10 日付けで定めた茨城県土地利用基本計画の一部を令和 3 年 6 月 18 日付けで変更したので、同条第 14 項において準用する同条第 13 項の規定により、その要旨を公表する。

なお、関係図書は、茨城県政策企画部地域振興課において一般の縦覧に供する。

令和 3 年 7 月 1 日

茨城県知事 大井川 和彦

変更の要旨

土地利用基本計画図

変更の内容	変更面積	関係市町村名
農業地域の縮小	23ha	古河市、龍ヶ崎市、茨城町
都市地域の拡大	49ha	ひたちなか市
森林地域の縮小	169ha	水戸市、日立市、古河市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、常陸大宮市、筑西市、かすみがうら市、行方市、鉾田市、城里町、阿見町

●県営土地改良事業計画

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条第 1 項の規定に基づき、県営金江津用排水機場地区土地改良事業（農業用排水施設）につき計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第 6 項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に茨城県知事に審査請求をすることができる。

また、この計画を定めたことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、茨城県を被告として、計画を定めたこと

に対する取消しの訴えを提起することができる。

令和 3 年 7 月 1 日

茨城県知事 大井川 和彦

1 縦覧に供する書類

県営金江津用排水機場地区土地改良事業（農業用排水施設）計画書の写し

2 縦覧の期間

令和 3 年 7 月 2 日から令和 3 年 8 月 2 日まで

3 縦覧の場所

茨城県県南農林事務所稲敷土地改良事務所

~~~~~  
(警 察 本 部)

●入札公告（電子調達）

一般競争入札について次のとおり公告する。

なお、この入札に係る調達は、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定の適用を受けるものである。

令和 3 年 7 月 1 日

茨城県警察本部長 河合 信之

1 入札に付する事項

(1) 借入物品名及び数量

通信指令システム及び総合指揮システムの賃貸借

(2) 借入物品の特質等

借入物品の性能等に関し、仕様書で指定する特質等を有すること。

(3) 賃貸借期間

令和 4 年 3 月 1 日から令和 10 年 2 月 29 日まで。ただし、翌年度以降の歳入歳出予算においてこの契約に係る金額について減額又は削除があった場合は、この契約は解除できる。

(4) 納入場所

ア 通信指令システム

茨城県水戸市笠原町978番6 茨城県警察本部のほか各執行隊並びに各警察署

イ 総合指揮システム

茨城県水戸市笠原町978番6 茨城県警察本部

2 担当所属

〒310-8550

茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県警察本部 会計課調度係

電話 029-301-0110 内線2235

F A X 029-301-0917

所属メールアドレス : keikaikei@pref.ibaraki.lg.jp

3 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定に該当していない

者であること。

- (2) 政令第167条の4第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (3) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成8年茨城県告示第254号）に基づく競争入札参加資格に登録されていること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく、指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しない者であること。
- ア 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいる法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。）
- イ 暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がその経営又は運営に実質的に関与している法人等
- ウ 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている法人等
- エ 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人等
- オ 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人等
- カ 役員等又は使用人が前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしている法人等
- (5) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号から第3号に規定する者でないこと。
- (6) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。
- (7) 本公告に示した借入物品の規格（仕様）に要求する事項を確実に履行できることを証明した者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。)
- (8) 借入物品に係る迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- (9) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

#### 4 資料の提出、入札及び通知の方法

この調達には、資料の提出、入札及び通知等を電子調達システムにより行う対象案件である。

電子調達システム URL : <https://ebid2.cals-ibaraki.lg.jp/CALS/Accepter/index.jsp>

なお、電子調達システムによりがたい場合は、2の担当所属の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。

紙入札の承諾に関しては、2の担当所属に紙入札方式参加承認願を提出するものとする。

#### 5 入札説明書の閲覧期間及び場所

##### (1) 期間

入札公告の日から令和3年7月29日までの午前8時30分から午後5時まで。ただし、茨城県の休日を定める条

例 (平成元年茨城県条例第 7 号) に定める休日を除く。

(2) 場所

茨城県水戸市笠原町978番 6 茨城県警察本部会計課調度係

6 入札説明書等に関する質問

- (1) この入札に参加しようとする者 (以下「競争入札参加者」という。) は、入札説明書、仕様書等に対する質問がある場合、次のとおり電子調達システムにより質問すること。

ア 質問受付期間

公告の日から令和 3 年 7 月 13 日 (火) 午後 5 時まで

なお、これ以降に到達したのものについては、回答しないので留意すること。

イ 質問受付先

2 の担当所属に同じ。

ウ 方法

質問は電子調達システムにより提出すること。ただし、紙入札により参加の場合は、ファックスによる質問も認める。

- (2) 質問に対する回答日時及び方法は、次のとおりとする。

ア 日時

令和 3 年 7 月 20 日 (火) 午後 5 時まで

イ 方法

電子調達システムの質問・回答機能により回答する。ただし、紙入札により参加の場合は、ファックスにより回答する。

7 入札参加資格等の確認

競争入札参加者は、次のとおり電子調達システムを使用して電磁的記録をファイルに記録する方法、郵便又は持参により、一般競争入札参加資格確認申請書 (以下「確認申請書」という。) に 3 の(4)から(9)に係る証明書を添付して提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

- (1) 提出期限

令和 3 年 7 月 29 日 (木) 午後 5 時まで

なお、郵便又は持参の場合は、提出期限までに必着のこと。

- (2) 提出方法

ア 電子調達システムを使用して電磁的記録をファイルに記録する方法で参加する場合、発注図書欄に掲示した入札参加登録シート (テキストファイル) 又は作成した確認申請書等を画像ファイルに変換したデータファイル (TIFF ファイル等) のいずれかを電子調達システムにより提出すること。

なお、その他必要な添付資料は、郵送 (書留郵便に限る。)、持参又は電子メールの添付ファイルにより提出すること。

イ 紙入札により参加する場合は、郵送 (書留郵便に限る。) 又は持参により提出すること。

- (3) 提出先

2 の担当所属に同じ。

- (4) 受付通知及び結果通知

ア 電子調達システムにより確認申請書を受理した場合は、証明書等受付通知書を発行する。

イ 入札参加資格の合格・不合格について審査し、令和 3 年 8 月 6 日 (金) 午後 5 時までに、証明書等審査結果通知書を発行する。

なお、参加資格が「不合格」の場合は、その理由を付する。

## 8 入札書の提出方法及び開札場所等

競争入札参加者は、前記 6 の(2)の「質問に対する回答」を必ず確認し、次のとおり入札書を提出すること。

### (1) 入札書の提出方法

茨城県電子調達運用基準に基づき、電子調達システムを使用して、入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を、電子計算機に備えられたファイルに記録する方法により行う。

また、紙入札による場合は、入札書に必要事項を記入の上封書にて、2 の担当所属に提出すること。

なお、封書は封かんし、表に入札に係る案件番号及び調達案件名、開札日、入札参加者の商号又は名称を表記し、更に「入札書在中」と朱書するものとする。

郵送の場合は簡易書留郵便とすること。

落札決定に当たっては、予定価格に110分の100を乗じて得た価格の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額（整数）を記載すること。

なお、月額賃借料（消費税及び地方消費税を含まない。）を記載すること。

### (2) 入札書の提出期限

電子調達システムによる提出の場合は、競争入札参加資格の確認を得た日から令和 3 年 8 月 17 日（火）午後 5 時までにシステムのファイルへの記録をすること。

なお、郵便又は持参の場合は、上記日時までに 2 の担当所属に必着のこと。

### (3) 開札日時及び場所

#### ア 日時

令和 3 年 8 月 18 日（水）午後 1 時 30 分から

#### イ 場所

茨城県警察本部庁舎 2 階入札室

電子調達のため、入札参加者の立会いは要しない。

（ただし、入札参加者が立会いを希望する場合は、立会いすることができる。）

## 9 入札保証金及び契約保証金

### (1) 入札保証金

入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、茨城県財務規則（平成 5 年茨城県規則第 15 号。以下「財務規則」という。）第 143 条第 2 項各号いずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

### (2) 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第 138 条第 2 項各号いずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部を免除する。

## 10 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札について談合その他不正行為があったと認められるとき。

(2) 入札参加資格がない者がした入札

(3) 入札書に記載すべき事項の記録がない電磁的記録又は記録した事項が明らかでない電磁的記録による入札

(4) 所定の入札保証金を納付しない者又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札（免除された者は除く。）

- (5) 電報、電話及びファクシミリによる入札
- (6) 虚偽の確認申請書を提出した者がした入札
- (7) 電子証明書を不正に使用した入札
- (8) 指定の日時までに電子入札システムのファイルに記録されなかった入札
- (9) 紙入札において、記名を欠くとき。
- (10) 紙入札において、誤字又は脱字等により意思表示が不明確である入札を行ったとき。
- (11) 紙入札において、首標金額を訂正した入札を行ったとき。
- (12) 紙入札において、同一の入札に 2 通以上の入札を行ったとき。
- (13) 一般競争入札参加資格等確認通知書により入札参加資格があると認められた者であっても、資格確認の日から入札日までの間に指名停止措置を受けた者のした入札は、無効とする。
- (14) その他この公告に示す条件に反した者がした入札

#### 11 落札者の決定方法等

- (1) 財務規則第146条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに電子調達システムによる電子くじにより落札者を決定するものとする。
- (2) 落札者がいない場合は、再度入札を行うこととし、日程等については別に通知する。

#### 12 入札の辞退

競争入札参加者が入札を辞退する場合は、電子調達システムにより必ず辞退処理を行うこと。ただし、紙入札により参加した者が入札を辞退する場合は、2 の担当所属へ郵便又は持参により開札日時までに到着するよう辞退届を提出するものとする。

#### 13 再度入札等

- (1) 再度入札は 1 回とする。
- (2) 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。
- (3) 再度入札を行っても落札者がいないときは、その入札における最低価格を入札した者に見積書の提出を求め、随意契約に移行する場合がある。

#### 14 契約書作成の要否

要

#### 15 詳細は入札説明書による。

#### 16 その他

- (1) システム障害、天災が原因の停電等により入札・開札事務が処理できない場合は、入札・開札の延期又は紙による入札書を使用して行う入札への移行の措置を講ずるものとする。

なお、入札・開札の延期又は紙による入札書を使用して行う入札への移行の措置を講ずる場合は、電話、ファクシミリ、電子調達ホームページ等により必要な事項を連絡するものとする。

- (2) 競争入札参加者等は、入札後、この公告、仕様書等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (3) 競争入札参加者又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用は、全て当該競争入札参加者又は当該契約の相手方が負担するものとする。
- (4) 新たに入札参加資格を得ようとする者は、所定の資格審査申請書に必要事項を記入の上、次に示す場所に申請すること。申請は、随時受け付けているが、審査に相応の日数を要するため留意すること。

< 申請書の入手、提出及び問合せ先 >

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6  
茨城県会計事務局会計管理課会計指導室 調度担当  
電話 029-301-4875 (直通)

17 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased:  
Ibaraki Prefectural Police Communication Command System and Comprehensive Command System
- (2) Lease period  
From March 1, 2022 through February 29, 2028
- (3) Time limit for tender:  
Time limit of tender (by hand): 5:00p.m., August 17, 2021  
Time limit of tender (by mail): 5:00p.m., August 17, 2021
- (4) Submission location and contact number  
Finance Division, Ibaraki Prefectural Police Headquarters 978-6, Kasahara-cho, Mito-shi  
Ibaraki-ken, 310-8550, Japan  
TEL: 029-301-0110

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行)  
(休日の場合は繰下発行)

発 行 茨 城 県

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6  
茨城県総務部総務課  
電話番号 029 (301) 1111 (代)